

環資廃第4127号

令和3年3月19日

さいたま市各自治会長 様

さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課長

(公印省略)

さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱の一部改正について (依頼)

日頃より本市の廃棄物行政にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、ごみ収集所の設置に関するトラブルを未然に防止し、市民生活環境の保全と近隣関係者との融和を図ることを目的に、さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱の一部改正する運びとなりました。

つきましては、別紙1「自治会長の皆様へ」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、併せて建築事業者向けの周知チラシ(別紙2)も参考までに同封させていただきました。建築事業者への周知については、3月1日から順次開始しております。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

告示日 令和3年3月1日

施行日 令和3年4月1日

担当

環境局資源循環推進部廃棄物対策課

家庭系ごみ係 担当：小野澤、鈴木

直通 048-829-1336

FAX 048-829-1991

e-mail : haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

自治会長の皆様へ

令和3年4月1日から



「ごみ収集所」の設置・利用に関する手続きが一部変わります

●ごみ収集所を新設する場合

原則として、近隣関係者(自治会長等及び近隣住民)の同意が必要となります。
新たな様式「近隣関係者との協議記録」が追加されます。

《建築事業者から署名(同意)を求められた際は、ご協力をお願いします。》

●既存の収集所を利用する場合【新築する住宅が4戸以下】

原則として、ごみ収集所の管理者(自治会長等)及び利用者の同意が必要となります。なお、「近隣関係者との協議記録」は不要です。

ごみ収集所の設置・利用等に関しては、環境衛生上の観点から自治会にご理解・ご協力を頂いております。なお、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

●連絡先

廃棄物対策課	TEL: 048-829-1336	FAX: 048-829-1991
西清掃事務所	TEL: 048-623-3899	FAX: 048-622-9144
東清掃事務所	TEL: 048-685-0611	FAX: 048-687-2018
大崎清掃事務所	TEL: 048-878-0956	FAX: 048-878-0959

●市ホームページ

<https://www.city.saitama.jp/001/006/010/003/p002021.html>

さいたま市トップページ>暮らし・手続き>上下水道・ごみ>

家庭で出るごみ・し尿>ごみの出し方>家庭ごみの収集所



令和3年4月1日からごみ収集所の設置・利用に関する手続きが変わります

▶ ごみ収集所を新設する場合、原則として近隣関係者（自治会長等及び近隣住民）の同意が必要になります。 (注1)

同意を得た上で、従前どおり管轄の清掃事務所へ「ごみ収集所設置に関する協議書」等を提出するとともに、新たな添付書類として「近隣関係者との協議記録」が必要となります。(注2・注3)

(注1) 「近隣関係者」については、裏面又は下記ホームページをご参照ください。

(注2) 「ごみ収集所設置に関する協議書」、「ごみ収集所設置完了届」、「一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書」の書式も変更になります。変更後の書式及び、新たに必要となる「近隣関係者との協議記録」については、下記ホームページよりダウンロードしてご提出ください。

(注3) 近隣関係者との協議記録、ごみ収集所における収集開始の申請書提出の際は、自治会長の確認が必要です。

▶ 既存のごみ収集所を利用する場合、原則としてごみ収集所の管理者（自治会長等）及び既存利用者の同意が必要となります。 (注4)

同一の、又は隣接した敷地に4戸以下の住宅を新設する場合で、その住民の方々が既存のごみ収集所を利用する場合であっても、ごみ収集所の管理者及び既存利用者の同意を得てください。

(注4) 「管理者及び利用者」については、裏面又は下記ホームページをご参照ください。

<ホームページ>

<https://www.city.saitama.jp/001/006/010/003/p002021.html>
 さいたま市トップページ>暮らし・手続き>上下水道・ごみ>
 家庭で出るごみ・し尿>ごみの出し方>家庭ごみの収集所>
 関連ダウンロードファイル



<問い合わせ先一覧>

担 当 業 務 及 び 地 区	担 当
◎ごみ収集所の設置及び管理の基準等に関する事 ◎申請書類の提出に関する事	廃棄物対策課 048-829-1336
◎ごみ収集所設置に関する事 ◎申請書類の提出に関する事	各清掃事務所 (下記参照)
西区・中央区・金原 西区・大宮区4丁目・掃部町2丁目・赤松町・御油町1～2丁目・東大塚町1～2丁目・別所町 宮原町1～4丁目・三ツ木町1～2丁目 大宮区・大塚町1～3丁目・上中町・古敷町2丁目(大塚の西側)・南別所1丁目・夜木町1～4丁目 御油町・三ツ木1～4丁目	西清掃事務所 048-623-3899
北区・朝霞町1～2丁目・大宮町・住吉町・上中町1～2丁目・本杉町・金我町・見沼1～3丁目 大塚区・大塚町1～2丁目・大塚町1～2丁目・大塚6～7丁目・赤松町1丁目 大塚町2丁目(赤松町を除く)・大塚町13～4丁目・北袋町1～2丁目・下町1～4丁目 大塚町11～20丁目・赤松町1～2丁目・大塚町1～3丁目・見沼町1～4丁目・住吉町1～3丁目 御油町1～5丁目・城ヶ内町1～3丁目・見沼町1～5丁目	東清掃事務所 048-685-0611
◎ごみ収集所設置に関する事 ◎申請書類の提出に関する事	大塚清掃事務所 048-878-0956
桜区・浦和区・南区・緑区…全域	

近隣関係者との協議記録

建築物の所在 及び地番	
協議日	※協議日が複数の場合は追記してください。 年 月 日
協議者	例) ○○自治会長、自治会班長○○氏、近隣住民○○氏
協議内容	例) ごみ収集所設置及び利用について相談し了承を得ました。

自治（協力）会確認欄

自治（協力）会名称

自治（協力）会

会長氏名

※本人が手書きしない場合は記名押印してください。